

# 錦帯橋管理 経営計画書

## 第1 計画期間

平成26年度から平成30年度まで5年間

岩国市行政経営改革プランの取組期間が、平成26年度から平成30年度までの5年間としていることにあわせ、本経営計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度まで5年間とする。

## 第2 経営の健全化の基本方針

### (1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

錦帯橋は、他の観光施設とは異なり「名勝」と言う文化財に匹敵する木造建築物であり、市民の誇りである。錦帯橋の架橋・加工技術伝承など、後世のために残していかなければならない。

#### 【錦帯橋の沿革】

1673年（延宝元年） 錦帯橋完成（第3代藩主 吉川広嘉公）  
 1922年（大正11年） 国の名勝指定  
 1950年（昭和25年） キジア台風により流失  
 1953年（昭和28年） 3代目の錦帯橋完成  
 1966年（昭和41年） 錦城橋完成。錦帯橋の市道認定が解除され、維持管理のため有料化  
 2004年（平成16年） 4代目の錦帯橋完成

#### ○錦帯橋施設利用状況（過去5年間）

| 年度    | 入場人員    | 料金収入        |
|-------|---------|-------------|
| H21年度 | 782,215 | 211,070,371 |
| H22年度 | 688,818 | 184,352,174 |
| H23年度 | 671,352 | 180,422,906 |
| H24年度 | 743,739 | 200,209,306 |
| H25年度 | 661,100 | 178,132,724 |

### (2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業である。錦帯橋は法適用以外の法非適用事業になり、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われている。

当市の錦帯橋事業は、維持管理や20年毎の架けかえを行なうために要する用材購入費、建築費等を確保するため、下記理由により公営企業の財務規定を適用している。

- ・収入の剰余金を基金に積立てることにより、適切な更新計画が可能
- ・損益の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能
- ・特別会計で経営することで、効率化とサービス向上が可能

以上のことから、公営企業として、経営に伴う収入で運営する独立採算でおこなうことが望ましいと判断し、実施している。

### (3) 組織、定員及び給与に関する事項

本市の錦帯橋管理事業は、特別会計として運営されており、給与水準及び職員処遇については、一般会計の制度に準じている。なお、労務管理の効率化を図るため、観光施設事業に人件費は移管しており、その人件費を観光施設事業に繰出金として支出している。

#### (4) 投資に関する事項

錦帯橋の架橋・加工技術伝承を重視した20年サイクルでの架けかえを適正に行なうため、将来必要となる用材調達や架けかえ等に係る経費の見通しを明確化する取組を進める。

##### 【次回架け替えスケジュール】

- ・平成33年度 第一期工事（第3橋の架替え）
- ・平成34年度 第二期工事（第4、5橋の架替え）
- ・平成35年度 第三期工事（第1、2橋の架替え）

#### (5) 料金その他の収入に関する事項

受益者の負担算定に、施設の維持や架けかえに係る財源確保など、施設の特性に応じた料金徴収を観点に取り組みを行なっていく。

#### (6) 一般会計からの繰出金に関する事項

地方公営企業会計では、独立採算制の経営が基本原則である。現在は、一般会計からの繰入れに頼らず、独立採算で運営しているが、平成33年度からの架け替え費用を確保するため、今後も適正な業務運営を確保しサービス水準の維持向上に留意する。

#### (7) 経営基盤の強化に関する事項

厳しい財政状況や人口減少など将来を見据え、錦帯橋架替え等を着実に推進するために、一層の経営の効率化を進め、収益の確保を図るとともに、必要となる人材・体制づくりの構築を推進する。

##### ①高度な技術力を有する技術者の活用体制の構築

錦帯橋架替えの業務は、極めて高い技術と経験が必要である。その高度な技術力を有する技術者による技術者養成の支援体制を確立する。

##### ②相互連携体制の構築

市と技術者が連携し、平成33年度からの架けかえを行なえるよう、錦帯橋の用材調達や技術者の確保等の課題、対策を講じ、担い手確保に向けた環境整備の構築を推進する。

##### ③中長期的な維持管理・架け替え等のコストの確保

必要な予算の確保を進めるため、中長期的な将来の見通しを把握し、積極的に観光誘致を進め増収を図る。

#### (8) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

現在のところ資金不足はない状況であり、今後も健全な経営に努める。

#### (9) 資金管理・調達に関する事項

錦帯橋基金を計画的に積立て、平成33年度から35年度に実施予定の錦帯橋架替え事業に備える。

#### (10) 情報公開に関する事項

広報誌において、予算の執行状況を公表している。今後は、錦帯橋特別会計事業を理解してもらえるよう、本計画書を本紙ホームページ上に公表し、次年度以降の状況についても、年度ごとの更新状況を本市ホームページ上に掲示する。

### 第3 収支見込み

#### 別紙



